発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市入船町1番地
電話（53）3033～4
編集兼発行人　杉本一男
半年間 1,200円 送料共
振替口座番号
労金大牟田
0968946－005

公判のお知らせ

9・28 坑内火災裁判公判
五月二十四日午後一時から、福岡地方裁判所で。（44回）

11・9 三池大災害裁判公判
七月九日午後一時から、福岡地方裁判所で。（54回）

祝第55回メーデー

六十五年間の伝統を受けつぎたたかいのメーデーに

春闘妥結

低額回答不満

昨年につづく超低額、一方百八十二円

炭労の春闘は、人並みの賃上げを目指して一方当り四百三十円（六パーセント）を要求してたたかいましたが、四月二十一日の一方当り百八十一円四十七銭という第一次回答に、わずか五十三銭の上積みという超低額で二十三日午後十一時二十分に妥結し、予定していた翌二十四日の第一波二十四時間ストライキを中止しました。昨年につづく石炭資本の低額回答押しつけは炭鉱労働者の生活と労働の実態を無視したもので、山元は強い怒りと不満が渦巻いています。

経過

炭労は、三月の臨時大会で「地下産業労働者にふさわしい労働条件の確保」を指標に、(1)賃金四百三十円（一方当り）、(2)家族手当一万三千円（第一順位）と四千五百円（第二順位以下）、(3)弔慰金二千五百万円、(4)時間短縮（特定休日二日増）、(5)障害見舞金、などの要求を決め、四社（三井・三菱・住友・太平洋）先行の集合交渉で臨むことを確認しました。

三月十五日各社に対して要求書を提出、集合交渉問題ではついに住友社が脱落、三社先行で四月十一日の第一回交渉から十三日まで交渉がつづき、十八日の期限付回答を求めましたが、会社側は応じられないとして二十一日に回答日を指定、同日一方当り百八十一円四十七銭（二・四パーセント）、家族手当第一順位のみ九千三百円、弔慰金二千万円（有扶）、その他を提示しました。

この低額回答の根拠として石炭資本は、(1)石油の値下がり、(2)外国炭の値下がり、(3)鉄鋼・セメント業界の不況、(4)大手五社平均が炭価凍結、有明鉱災害などでトン当り九百五十円の大幅赤字などをあげ、賃金の引き上げが出来る状況でないと主張、ぎりぎりの回答であると低額押しつけを企図してきました。

炭労は、この第一次回答を不満として拒否し、二十四日の第一次二十四時間スト、二十六日、二十七日の第二波四十八時間ストの戦術を決め、通告しました。

第一波スト突入を控えた二十三日、会社側からの団体交渉申し入れによって交渉に入りましたが上積みの回答はなく、縮小交渉などが開かれたものの前進せずスト突入必至という状況になりましたがトップ交渉となり、わずか五十三銭の上積みで午後十一時二十分妥結しました。

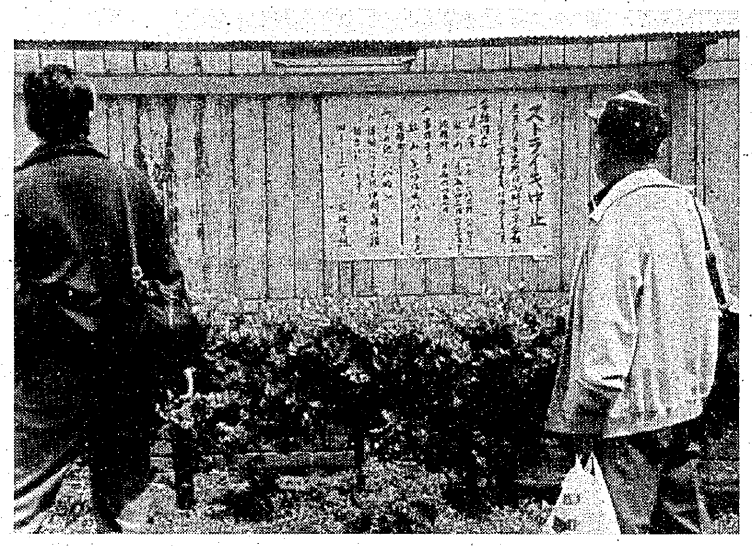

怒りと不満で妥結の報に見入る（三川鉱で）

妥結の判断

(1)拒否してストに突入しても、長期化は避けられず事態の進展をはかることは困難である。(2)想像以上に資本のカベが厚かった。としています。

妥結の内容

一、賃金
本人給（一方当り）　一八二円
（税込み、うち修正給六一円）
（月額六、六五七円、平均方数二二・五方、能率上昇率一・二八〇四）
（上昇率二・四三パーセント）
二、家族手当
第一順位のみ　九、八〇〇円
（税込み、一、六〇〇円増）
（上昇率〇・五七パーセント）
三、最低賃金
坑内員　五、五三四円
坑外員　四、三六一円
（税込み、一三一円増）
四、災害補償（各税込み）
(1)弔慰金　有扶　二、〇〇〇万円
（一〇〇万円増）
〃　その他　一、五〇〇万円
（七五万円増）
(2)重度障害者の見舞金、退職餞別金の増額（各税込み）
障害見舞金

障害等級	支給額	引上額
1級	140万円	10万円
2級	97 〃	10 〃
3級	69 〃	10 〃
4級	41 〃	8 〃
5級	27 〃	6 〃
6級	16 〃	4 〃
7級	8 〃	2 〃

退職餞別金

障害等級	有扶	引上額	その他	引上額
1級	1,350万円	100万円	1,013万円	75万円
2級	950 〃	100 〃	713 〃	75 〃
3級	625 〃	100 〃	469 〃	75 〃
4級	238 〃	32 〃	178 〃	24 〃
5級	120 〃	16 〃	89 〃	12 〃
6級	60 〃	8 〃	45 〃	6 〃
7級	30 〃	4 〃	23 〃	3 〃

(3)じん肺せき損による傷害等級認定者の退職餞別金の増額（各税込み）。

障害等級	有扶	引上額	その他	引上額
1級	1,490万円	110万円	1,153万円	85万円
2級	1,047 〃	110 〃	810 〃	85 〃
3級	694 〃	110 〃	538 〃	85 〃

(4)通勤途上災害（各税込み）
遺族見舞金　有扶　一六〇万円
（一〇万円増）
〃　その他　一一三万円
（七万円増）
※協定期間は昭和五十九年四月一日より昭和六十年三月三十一日まで。協定以外の事項は前協定通りです。

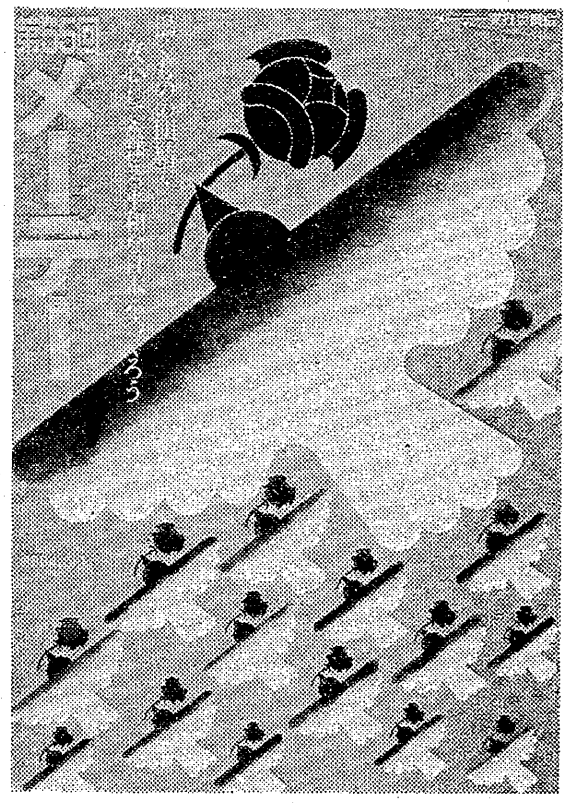

第55回中央メーデーのポスター

港務所の交渉も妥結

三池港務所の春闘要求をめぐる交渉は、三井鉱山との間で四月十九日から行なわれましたが、会社は低額回答の態度に固執し、社組・コークス・セメント・船尾鉱山などが妥結し、三池労組も不満ながら妥結しました（上昇率四パーセント）。

妥結内容

一、基本給
本人給　三、四二一円
職能給　三、二三五円
（いずれも展開はテーブル表による）（税込み）
※前記の額は一～七級の平均であり、職員をのぞく一～三級の平均では
基本給　五、七九四円
本人給　三、四〇八円
職能給　二、三八六円
となります。
二、諸手当（税込み）
(1)交替手当
三交替（月）　五、五〇〇円
（五〇〇円増）
二交替（月）　三、一〇〇円
（三〇〇円増）
変則交替（一方）　一七〇円
（一〇円増）
(2)その他は現行通り。
三、住宅手当は現行通り。
四、再雇用は現行通り。
五、災害補償、時間短縮、支払い条件は別途協議する。
（五月二日団交予定）

坑内で実験

有明鉱坑内火災

有明鉱の坑内火災事故を調べている福岡県警と大牟田署は四月二十六日から三日間、出火場所のBC連絡斜坑第十号ベルトで、実際にベルトを動かし、ベルトの作動、硬かみ、蛇行の状況などを調査しました。この実験には捜査員のほか、後藤九大教授（鑑定人）なども立会いました。

地底

▼…海へ山へ海外へと国中の大移動となるゴールデン・ウィーク。正月、夏休みとともに日本型バカンスだが、ゆっくりと心と体を休め、また動かしたらどうだろう。出掛けるとすれば、安く、美しく、あまり人に知られない行楽地がよかったのでは――。

▼…五月三日は憲法記念日。一日から七日まで憲法週間。今ほど日本国憲法が危機にさらされている時はない。国民が選挙で選んだ人びとの集団である国会とは別のところで、国の基本的な進路や政策が決められている事実を黙過できぬ。いまこそ「私にとって憲法とは何か」を問い直す時だ。

▼…中央メーデーの様替りが論議を呼んでいる。政党あいさつの割愛、スローガンの変更、時間の短縮などなど……。『マンネリ』の打破ということだが、やっぱり『全民労協』の影響を見逃すことはできない。『幅広く』もよいが中身の『濃さ』も忘れては困る。低額妥結が続く厳しい春闘の中で『お祭り』か『たたかいの伝統』かの論議は当分続きそうだ。

▼…十円玉、百円玉の争いではなかった。いま時あったのかと言われる『銭』の単位をめぐっての低い、低くーい争い？　世間の春闘相場も昨年の四・四パーセントをわずかにこえるものだったが、炭鉱は依然二パーセント台。これで苛酷な労働に耐えろとは〝石炭資本の厚顔も極まれり〟である。

▼…有明災害後いちだんと『保安』が問われているが、ようやく監督官の抜き打ち点検が実施された。これは是非続けてほしい。そのためにも出張所の設置、常駐が望まれる。月百本もあった不発雷管の処置についての改善指示も出された。要は会社側の姿勢の問題にかかわる。加えて労働者の監視の『目』も問われている。